

政 委 第 6 号
平成 25 年 1 月 21 日

財 務 大 臣
麻 生 太 郎 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人日本万国博覧会記念機構及び独立行政法人農林漁業信用基金）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人造幣局の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性

独立行政法人造幣局（以下「造幣局」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 経費削減に向けた取組について

造幣局は国民生活に不可欠な貨幣の製造を主管業務としており、その経費は、毎年度、財務大臣が定める製造計画により変動するものであるが、可能な限り効率化を推進するなど、コスト削減に向けた取組を行うことが必要である。

現在、造幣局においては、貨幣の製造計画に直結する材料費、時間外手当、貨幣販売国庫納付金及び外注加工費を固有の「変動費」として整理し、また、地方自治法60周年記念貨幣に伴う経費（以下「地方自治貨幣関係経費」という。）等の経費^(注)を別に整理した上で、それら以外の経費を「固定的な経費」とし、削減目標を設定しているところであるが、変動費についても可能な限り個々の費目特性に応じた削減への取り組みが促されるよう、次期中期目標において削減の方向性を記載するものとする。

(注) 造幣局では、地方自治貨幣関係経費、資産債務改革の趣旨を踏まえた保有資産の見直しにより発生する費用及び環境対策投資により発生する費用については、別に管理するとしており、また、たな卸資産等の増減額についても、経費から差し引いて固定的な経費を算出している。

また、造幣局は、標準原価計算制度を用いて原価管理を行っており、財務省は、部

門別・製品別・作業工程別に、月次で実際原価を把握し、管理していると説明しているが、厳格かつコスト意識を持った原価管理を行うためにも、主管業務である貨幣製造部門については、貨幣の種類別に実際原価の把握・計算ができるよう見直しの検討を行うものとする。

さらに、経営指標の一つとして、業務運営の効率化による採算性の確保の状況や財務状況の健全性を示す目標として、「経常収支比率」を設定しているが、更なる効率化を図るための指標設定を行うものとする。

2 貨幣製造事業等の経費縮減目標について

「固定的な経費」については、その算定過程が明瞭となっておらず、法人の効率化に関する努力が第三者に検証可能なものとなっていない状況にある。独立行政法人において業務運営の効率化に取り組むことは極めて重要なことであり、今後においては、偽造防止上の観点や受注条件に影響を及ぼさないよう配意しつつ、当該経費の算定過程や削減の達成状況を第三者が検証できるよう、業務実績報告書に記載する等の方法により、情報開示の充実に努めるものとする。

また、現在削減目標を設定している法人全体及び工場別の固定的な経費に加え、総務・企画部門及び研究所に係る経費についても、削減に努めるものとする。

なお、時間外手当については全てを変動費として整理しているが、管理部門及び研究所等の工場に勤務しない者に係るものについては、固定的な経費に含めることとする。

さらに、地方自治貨幣関係経費については、次期中期目標期間においても継続的な発行が見込まれることから、削減目標の対象に含めるよう、検討を行うものとする。

3 研究開発業務

研究開発業務については、平成 15 年に独立行政法人として設立されて以降、これまでの 9 年間で約 80 億円の研究開発予算が投じられているが、研究開発に関する規程類が未整備であるほか、予算管理についても研究テーマごとに行われていないため、適正な評価実施体制に見直すべきである。

このため、研究開発に関する規程類を速やかに整備するとともに、研究テーマごと

の予算管理については、平成 24 年度の執行途中からこれを改めることとし、25 年度以降は、

- ① 研究評価に関する規程に基づく評価実施体制により適正な評価を実施するとともに、
- ② 予算管理にあつては、計画段階から研究テーマごとに予算配分を行い、予算に見合った研究成果が得られているかを検証し、実績に応じて予算の増減を行う等の見直しを行い研究開発を実施するものとする。

4 品位証明・地金分析業務

品位証明業務及び地金分析業務については、公共性の高い業務であることから、受益者に対し、直接的な経費のみの負担を求める料金設定となっているが、間接的な経費も含めた負担とする場合には、料金設定内容の変更に伴う需要への影響等も注視しながら、更なる収支の改善を図っていくものとする。

5 情報提供・広報業務

造幣局は経済活動・国民生活の基盤である貨幣を製造しており、貨幣に対する信頼を維持するため情報提供・広報業務は必要な業務であるといえる。

次期中期目標期間においては、本業務の重要性に鑑み、機密保持に配慮した上で、より一層国民に分かりやすい情報提供に努めるものとする。

第2 その他業務の見直し

1 施設整備

施設整備については、設備投資の目的や投資に見合った効果が得られているか、投資額や整備手法が適正か否か等、費用対効果等の投資効果及び投資の妥当性等について、厳格な事前審査を実施するとともに、審議結果については偽造防止上の観点に配慮しつつ、業務実績報告書に記載する等の方法により情報開示の充実に努めるものとする。

2 診療所

各局に設置されている診療所については、不測の事態が生じた場合に、適切な応急

処置等が可能な体制を維持しつつ、管理運営については、更なる効率化を図るものとする。

3 輸送業務・警備業務

製品等の輸送業務及び工場の警備業務については、常勤職員により業務が行われているほか、一部外部委託を行い実施しており、次期中期目標期間においては、セキュリティの向上も視野に入れて、外部委託の拡大を検討するものとする。

第3 保有資産の見直し

- 1 東京支局については、さいたま市への移転に向けた用地取得交渉を開始しているため、移転後の東京支局跡地については、豊島区の再開発事業の進捗を踏まえつつ、財政に寄与する観点から国庫納付の方法及び時期について検討を進めるものとする。
- 2 北・南宿舎(豊島区池袋)については、東京支局の移転に伴い廃止するものとし、廃止後の跡地については、豊島区の再開発事業の進捗を踏まえつつ、財政に寄与する観点から国庫納付の方法・時期について検討を進めるものとする。

第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書(「独立行政法人における内部統制と評価について」)、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 「平成23年度決算検査報告」(平成24年11月2日会計検査院)において、国会からの検査要請事項である「独立行政法人における不要財産の認定等の状況について」が報告されている。造幣局では、保有する資産について自主的な見直しが行われてきたところであるが、次期中期目標期間においては、この見直しを引き続き進めるとともに、当該報告における会計検査院の所見も踏まえ、効率的な業務運営が担保される

よう、不断の見直しを実施するものとする。

- 3 1及び2のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

独立行政法人国立印刷局の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性

独立行政法人国立印刷局（以下「印刷局」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 経費削減に向けた取組について

印刷局は国民生活に不可欠な銀行券の製造を主管業務としており、その経費は、毎年度、財務大臣が定める製造計画により変動するものであるが、可能な限り効率化を推進するなど、コスト削減に向けた取組を行うことが必要である。

現在、印刷局においては、銀行券等の製造計画に直結する材料費、時間外手当及び外注加工費を固有の「変動費」として整理し、資産債務改革の趣旨を踏まえた組織の見直し、保有資産の見直しにより発生する費用等の経費^(注)を別に整理した上で、それら以外の経費を「固定的な経費」とし、削減目標を設定しているところであるが、変動費についても可能な限り個々の費目特性に応じた削減への取組が促されるよう、次期中期目標において削減の方向性を記載するものとする。

(注) 印刷局では、資産債務改革の趣旨を踏まえた組織の見直し、保有資産の見直しにより発生する費用及び環境対策投資により発生する費用については、別に管理するとしている。

また、印刷局は、標準原価計算制度を採用して原価管理を行っている。財務省は、部門別・製品別・工程別に、月次で実際原価を把握し、管理していると説明しており、

また、平成24年度から新たな原価管理システムの運用を開始しているとも説明しているため、本システムの円滑な運用を行い、厳格かつコスト意識を持った原価管理に努めるものとする。

さらに、経営指標の一つとして、業務運営の効率化による採算性の確保の状況や財務状況の健全性を示す目標として、「経常収支率」を設定しているが、更なる効率化を図るための指標設定を検討するものとする。

2 セキュリティ製品事業等の経費縮減目標について

「固定的な経費」については、その算定過程が明瞭となっておらず、法人の効率化に関する努力が第三者に検証可能なものとなっていない状況にある。独立行政法人において業務運営の効率化に取り組むことは極めて重要なことであり、今後においては、偽造防止上の観点や受注条件に影響を及ぼさないよう配意しつつ、当該経費の算定過程や削減の達成状況を第三者が検証できるよう、業務実績報告書に記載する等の方法により、情報開示の充実に努めるものとする。

また、現在削減目標を設定している法人全体及び工場別の固定的な経費に加え、本局及び研究所に係る経費についても、削減に努めるものとする。

3 情報提供・広報業務

印刷局は経済活動・国民生活の基盤である銀行券を製造しており、銀行券に対する信頼を維持するため情報提供・広報業務は必要な業務であるといえる。

次期中期目標期間においては、本業務の重要性に鑑み、機密保持に配意した上で、より一層国民に分かりやすい情報提供に努めるものとする。

第2 その他業務の見直し

1 施設整備費

施設整備については、設備投資の目的や投資に見合った効果が得られているか、投資額や整備手法が適正か否か等、費用対効果等の投資効果及び投資の妥当性等について、厳格な事前審査を実施するとともに、審議結果については偽造防止上の観点に配意しつつ、業務実績報告書に記載する等の方法により、情報開示の充実に努めるものとする。

とする。

2 診療所

各工場に設置されている診療所については、不測の事態が生じた場合に、適切な応急処置等が可能な体制を維持しつつ、管理運営については、更なる効率化を図るものとする。

3 輸送業務・警備業務

製品等の輸送業務及び工場の警備業務については、職員により業務が行われているほか、一部外部委託を行い実施しており、次期中期目標期間においては、セキュリティの向上も視野に入れ、外部委託の拡大について検討するものとする。

4 病院事業

東京病院については、現行中期目標期間終了時まで印刷局の事業としては廃止すべく手続が進められているが、当該廃止に係る手続を進めるに当たっては、地元自治体からの要望を踏まえた上で移譲を進めるものとし、次期中期目標期間においては本事業から撤退するものとする。

第3 保有資産の見直し

- 1 虎の門工場の印刷機能については、滝野川工場への移転が進められているところであり、移転後の資産処分については、再開発事業の進捗を踏まえつつ、財政に寄与する観点から国庫納付の方法及び時期について検討を進めるものとする。
- 2 政府刊行物サービス・センターについては、平成24年度の廃止に向けて手続が進められているところであり、廃止後の保有資産については、財政に寄与する観点から国庫納付の方法及び時期について検討を進めるものとする。
- 3 山の手線内の職員宿舎については廃止・集約するとともに、その他の職員宿舎についても、必要性を厳しく見直し、職員宿舎の削減に向けた取組を進めるものとする。

4 小田原工場に隣接する体育館及び厚生館については、職員の心身の健康の保持増進に供されているほか、災害時には地域住民の避難施設等として使用される（体育館については小田原市の防災拠点施設として指定されている）ことに配慮しつつ、これら施設の保有の必要性を検討するものとする。

5 西ヶ原第2敷地（東京都北区）については、事業の用に供していないことから処分するものとし、財政に寄与する観点から国庫納付の方法及び時期について検討を進めるものとする。

第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

2 「平成23年度決算検査報告」（平成24年11月2日会計検査院）において、国会からの検査要請事項である「独立行政法人における不要財産の認定等の状況について」が報告されている。印刷局では、保有する資産について自主的な見直しが行われてきたところであるが、次期中期目標期間においては、この見直しを引き続き進めるとともに、当該報告における会計検査院の所見も踏まえ、効率的な業務運営が担保されるよう、不断の見直しを実施するものとする。

3 1及び2のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

独立行政法人日本万国博覧会記念機構の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人日本万国博覧会記念機構（以下「万博機構」という。）については、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 独立行政法人の廃止を含めた事務及び事業の見直し

1 万博機構の廃止に伴う公園事業の大阪府への承継

日本万国博覧会の跡地については、国と大阪府が53:47の割合で出資を行い万博記念公園として整備をし、これまで、国、大阪府及び万博機構で公園の共同運営をしてきた経緯があるが、独立行政法人が公園の管理運営主体であることの適否について、当委員会では、平成19年の勧告の方向性の検討の段階から議論を重ねてきた。

万博記念公園等の万博機構が保有する資産については、国と大阪府との間で財産関係の整理等に関する協議が整ったとしていることから、平成25年度末の万博機構の廃止を視野に、公園事業を大阪府へ移管するための実務的な作業を行うものとする。

2 万博機構の廃止に伴う基金事業の公益認定法人への承継

基金事業については、基金事業が設立された経緯を踏まえ、公正性・透明性を確保するとともに公園・環境に係る事業等への助成に重点化した事業として公益認定法人へ承継を行うものとする。

3 公園事業勘定の投資有価証券の国庫返納

公園事業勘定の投資有価証券については、万博機構が独立行政法人として設立されるまでの間に、公園敷地の一部を大阪府に譲渡するなどして得られた収入を基に、国債や地方債等で運用されてきたものである。

このため、当該有価証券については、万博機構廃止の際、国の出資割合に応じて国庫返納するものとする。

第2 独立行政法人の廃止までの間における業務全般に関する見直し

上記に加え、万博機構が廃止されるまでの間、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 上記のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

独立行政法人農林漁業信用基金の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

第1 債務保証等業務の見直し

1 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務

これらの業務の効率化については、現下の厳しい経済情勢や東日本大震災の影響など農林漁業者を取り巻く環境が厳しい中で、信用基金が政策金融機関として健全な財務内容により安定的かつ継続的な業務運営を行う必要があるとの観点から、勘定ごとの業務収支が赤字となる要因について分析の上、平成29年度までに勘定ごとに単年度の業務収支の黒字化を目指すものとする。その際、次期中期目標期間内に財政負担を縮減するため、収支改善に向けた具体的な目標を設定することとし、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 事業の効率化を推進するため、一般管理費、事業費及び人件費に係る効率化目標について、これまでの達成状況を踏まえ、現行の中期目標等と同程度以上の水準の目標を設定する。
- ② 制度利用者の利便性の更なる向上を目指し、これまでの保険引受審査・保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等に係る標準処理期間についての目標の達成状況を踏まえ、目標とする標準処理期間の短縮や、達成率の目標値の引上げを図る。

なお、標準処理期間等の見直しに当たっては、経費の増大を招かないようにする。

- ③ 金融機関等のモラルハザード防止対策の導入効果について検証の上、金融機関等との情報共有の取組の強化、引受審査の厳格化の徹底、部分保証の対象範囲の拡充等により、事故率の低減を図る。
- ④ 求償権に係る管理回収の強化を図るため、これまでのサービサー導入による費用対効果を検証の上、対象範囲の拡充等により回収率の向上を図る。

また、農業・漁業信用保険業務の対象資金については、「民でできることは民で」という考え方の原点に立ち返り、これを踏まえた議論を進め、保険対象となる資金の在り方について引き続き検討するものとする。

2 保険料率・保証料率の見直し

保険料率・保証料率については、農林漁業者の負担増加にも配慮しつつ、農業信用保険業務については平成20年7月から、林業信用保証業務については19年10月から、漁業信用保険業務については20年4月から、それぞれ現行の保険料率・保証料率が適用されている。

これらの保険料率・保証料率については、収支均衡に向けて、平成29年度までに、単年度の業務収支黒字化を目指すため、現中期目標期間の事故率等を十分踏まえ、適正な率へ見直すとともに、今後も不断の見直しを行うものとする。

第2 業務実施体制の見直し

引き続き、組織の効率化・スリム化を図るとともに、金融業務を行う法人としてガバナンス機能の強化を図るものとする。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政

法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

2 「平成23年度決算検査報告」（平成24年11月2日会計検査院から国会及び内閣宛て報告）の指摘も踏まえた見直しを行うものとする。

3 1及び2のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。